

# 施設基準のご案内

1. 当院では、厚生労働大臣が定める施設基準による看護等を行っている保険医療機関です

α. 第1A（4階43床）・第1B（5階42床）：療養病棟入院基本料2（20：1，  
区分：療養8割未満）

「当病棟では、入院患者20人に1人の看護職員（うち2割以上は看護師）と  
20人に1人の看護補助者が勤務しています。」

- ・朝8時45分から夕方5時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は  
3人以内です。
- ・朝8時45分から夕方5時15分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は  
3人以内です。
- ・夕方4時45分から朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は  
22人以内です。
- ・夕方4時45分から朝8時45分まで、看護職補助者1人当たりの受け持ち数は  
22人以内です。
- ・当病棟は療養病棟療養環境加算1の届出をしています。

- b. 第2病棟（3階40床）：精神病棟入院基本料（15：1），看護配置加算，看護補助加算Ⅰ（30：1）

「当病棟では、入院患者15人に1人の看護職員（うち7割以上は看護師）と日中は、2人以上の看護補助者が勤務しています。」

- ・朝8時45分から夕方5時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
- ・朝8時45分から夕方5時15分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・夕方4時45分から朝8時45分まで看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

- c. 第3・5・8病棟（3棟 170床）：精神療養病棟入院料（15：1）

「当病棟では、入院患者15人に1人の看護職員（うち5割以上は看護師及び准看護師）が勤務しています。」

- ・朝8時45分から夕方5時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- ・朝8時45分から夕方5時15分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・夕方4時45分から朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

2. 当院では、医療保護入院等診療料の届出をしています。

3. 当院では、入院時食事療養費（1）の届出を行っており、管理栄養士 又は栄養士 によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

### 入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

食事療養費標準負担額

		1食あたりの負担額	
		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日以降
一般		460円	490円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	210円（91日目以降160円）	230円（91日以降180円）
	低所得者Ⅰ	70歳未満	210円（91日目以降160円）
		70歳以上75歳未満	100円
指定難病・小児慢性特定疾患の患者		260円	280円

昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより、入院時の食費1食につき30円引き上げることとなりました。

また所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1食につき10円～20円を引き上げる内容となっています。

65歳以上の方が療養病床に入院したときの生活療養費標準負担額

		1食あたりの負担額	
		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日以降
課税世帯	入院時生活療養(1)を算定する医療機関に入院している者	460円	490円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	210円（医療の必要性の高い方91日目以降160円）	230円（医療の必要性の高い方91日目以降180円）
	低所得者Ⅰ	130円 （医療の必要性の高い方100円）	140円 （医療の必要性の高い方110円）
指定難病・小児慢性特定疾患の患者		260円	280円

65歳以上の方が療養病床に入院したときの食費も、同じく1食につき30円引き上げることとなりました。また所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1食につき10円～20円を引き上げる内容となっています。なお居住費に変更はありません。

4. 当院では、厚生労働大臣が定める医療安全管理2の届出をしています。

医療安全相談窓口を設け、医療安全等に関する相談を行っています。

5. 当院では、厚生労働大臣が定める薬剤管理指導を行っています。
6. 当院では、月1回及び重大な感染症発生の場合に、直ちに「院内感染対策委員会」を開催して、感染対策を行っています。
7. 当院では、定期的に「褥瘡委員会」を開催して、褥瘡対策を行っています。
8. 当院では、厚生労働大臣が定めるニコチン依存症管理指導（禁煙外来）を行っています。  
又、病院敷地内は、全面禁煙になっております。
9. 当院では、精神医療看護向上と後輩育成のために、実習生を積極的に受け入れております  
尚、職員は勿論、実習者も院内で知り得た患者様・ご家族様に関する個人情報保護の徹底に努めています。
10. 当院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善のために、他職種とで構成した委員会を  
月1回開催し、改善に資する話し合いを行い具体的な取組みに努めています。

2025年2月作成